

天塩川 NEWS VOL20

『天塩川流域委員会より天塩川水系河川整備計画(原案)に関する意見が、北海道開発局長に平成18年12月27日に提出されました。』

【天塩川流域委員会とは?】

・北海道開発局は「天塩川水系河川整備基本方針」に基づき、「天塩川水系河川整備計画(大臣管理区間)」を策定するにあたり、学識経験者等からご意見をいただくことを目的として「天塩川流域委員会」を平成15年5月30日に設置しました。

■天塩川水系河川整備計画(原案)に関する意見(平成18年12月27日 天塩川流域委員会)

北海道開発局長
本多 満 殿

平成18年12月27日
天塩川流域委員会委員長
清水 康行

天塩川水系河川整備計画(原案)に関する意見

天塩川流域委員会は、天塩川の当面の具体的な河川整備の内容を示す天塩川水系河川整備計画(原案)に関して、河川に関し学識経験を有する方や天塩川流域に知見の深い方が意見を述べることを目的に、平成15年5月30日に第1回流域委員会を開催し、平成18年12月25日までに20回開催しました。その間、約4百件に上る意見が一般の方々から寄せられ、それら全ての意見を踏まえつつ、また、住民等からの意見聴取会を開催して一般の方々の意見を聴いて、議論を重ねました。

その結果、ここに本流域委員会として、天塩川水系河川整備計画(原案)に関する意見を別添のとおりまとめたので、提出します。

北海道開発局においては、この6ページにわたる意見を受け止めて河川整備計画に反映させ、所定の手続きを経て本計画をとりまとめ、治水・利水対策を早期に進めて流域の安全を確保するとともに、天塩川の豊かな自然環境の保全に努められたい。

天塩川水系河川整備計画(原案)に関する意見

・近年全国においてこれまでに経験したことのない降雨による水害が頻発しており、審議中の平成18年5月、10月にも出水による浸水が発生したところである。洪水から生命・財産を守り、流域住民が安心して暮らすためには、天塩川において、治水対策に早期かつ積極的に取り組む必要があります。河川整備計画(原案)に示されている既往最大規模の洪水流量に対して上流域から下流域までの安全を確保すべきである。一方、名寄川の目標流量は実績から見ると高過ぎるという意見も一部にあった。

・河川整備にあたっては、テッショウサケ・サクラマス・イトウ・シジミ等を育む天塩川の有する自然豊かな環境の保全に努め、流域の重要な産業である漁業や農業に十分配慮し、特に地域で営んでいる農業団体、漁業協同組合等の関係機関と協議し、連携を図りながら、流域の発展に寄与するよう総合的に推進する必要がある。

・名寄川並びに名寄川合流後の天塩川の洪水調節を行い、河川改修とあわせて洪水を安全に流下させるためには、長期的な基本方針レベルの洪水にも対応可能であり、既に用地が確保されているサンルダムは、治水効果の発現が早期に期待でき、社会的影響が小さく、事業費が小さいため経済的であり、治水対策として優れているという意見が多数であった。一方、ダムはサクラマスの遡上、降下等に懸念があり、ダムに頼るのはなく河川を横断する施設とならない遊水地や堤防補強・河道掘削の組合せによる治水対策が望ましく、下流域や中流域の旧川やサンルダム湛水予定地などの農地以外の土地を遊水地の候補地とし、洪水に対応すべきとの意見もあった。

サンルダムを建設する場合は、下流域で営まれている漁業の資源への影響を懸念する意見が出ており、地域で営んでいる漁業協同組合に十分に説明、協議しながら、取り組みを進める必要がある。

・遊水地に関しては、下流部に多い旧川を利用した場合は、名寄川上流で洪水調節を行う必要があるためその効果は不十分であり、名寄川流域あるいは天塩川本川流域に設置した場合は農地の多くが洪水時に冠水し、地域に与える社会的影響が大きいうえに、基本方針レベルの出水に対応するためにはさらに遊水地を拡大する必要がある。サンルダム地点に設置した場合は、その容量が十分ではないため、広大な遊水地が必要となることは変わらず、洪水における冠水による影響や復旧作業に要する負担が大きい。

・利水において、名寄川の流況は正常流量を頻繁に下回り、臭気の発生などが起きている。名寄川の流況を改善し、安定的な水利用を可能とするとともに、旧風連町との合併等に伴って取水量の増加が見込まれる名寄市や下川町の上水道用水の安定供給に向けた水源の確保が望まれる。これに対して、遊水地では流

況の改善、利水補給ができないため、ダムによる貯水池の整備が必要である。計画高水位は治水や河川管理の基準であり、様々なインフラ整備の基本となっている。現在の計画高水位より高い水位で洪水を流すことは、堤防への負荷を高め、破堤時の被害を大きくし、内水処理の問題が生じるなど、流域の安全度を下げる事になる。また、洪水時の水位を低く抑えるという治水の原則からみて行うべきでないという意見が多く出された。一方、名寄川における堤防の現状によれば、現在の計画高水位以上で目標とする洪水を流せられるのではないかとの意見もあった。

・流域のもう一つ保水機能や遊水機能は、地域特性として既に治水計画におりこまれている。今後とも、農用地の維持管理や流域面積の7割を占める豊かな森林の保全と治水対策があいまって、流域の安全度が確保されるものである。

・外水は甚大な被害を伴うことから、外水から地域を守ることが必要であり、これまで岩尾内ダムが整備されたほか、築堤、河道掘削などの河川改修が進められているところである。一方、近年頻発している内水による浸水への対策は、関係機関の連携や取組のもので外水対策とあいまって効果を発揮するものであり、関係機関と連携しつつ早急に進めるべきである。

・ハードの整備とあわせて、光ファイバーを利用して関係機関による情報共有などのソフト対策に積極的に取り組むべきである。

・治水計画の考え方や名寄川の水位の求め方等に関して専門的で理解しにくいという意見が出されており、今後河川管理者は説明責任を果たすよう努めるべきである。

・天塩川流域には広範囲にサクラマスが遡上、産卵しており、サンル川においても高い密度のサクラマス幼魚が確認されるなど、豊かな河川環境を有していることから、サンルダムによる影響を懸念する意見が出された。サクラマスの生息環境の保全は重要であり、このためサンルダムを建設する場合は、遡上のための魚道を整備し、降下対策を図る必要がある。対策の実施にあたっては、その効果を懸念する意見があることから、専門家の意見を聞くとともに、現状の遡上、降下など河川環境に負荷を与えるに、事前の段階から必要に応じて試験を行い、その対策の効果を確認しながら、サクラマスの生息環境の推移を継続的にモニタリングし、その結果に基づきさらに必要な対策を講ずることができる体制を整備して、取り組むべきである。また、サンル川の豊かな河川環境の保全に配慮すべきである。

・天塩川流域のサクラマスの保全にあたり、サンルダムを建設する場合は、遡上、降下のための対策を図るとともに、天塩川流域全体で関係機関と連携、調整して効果的に砂防ダムなどの工作物における新たな魚道の整備及び既設の魚道の維持管理を推進する。また流域内の既存工作物の魚道と併せて適切にモニタリングを行ってその結果を反映させるとともに、関係機関等が協議する体制を整備して、サクラマスが継続的に再生産できる河川環境の改善に取り組むことが望まれる。また、サクラマス等と密接な関係があるカワシソシユガイが天塩川流域に豊富に生息しており、ダムによる影響を懸念する意見が出されており、サクラマスの保全とあわせて、専門家の意見を聴きながらカワシソシユガイの調査を進め保全に取り組むことが求められる。

・災害を起こさないことを前提に低水路の変動を許容したり、昔の川の姿への復元に努めるなど、人々の営為が環境に対して負荷を与えることを認識しつつ、必要に応じてミチゲーションの考えを取り入れて、豊かな水辺環境の創出と生態系及び景観の形成に取り組むことが求められる。

・現状の河畔林はヤナギ林が多く、かつて分布していたハルニレやヤチダモといった在来の樹種に配慮した河道内樹木の管理が求められる。河畔林は多様な自然環境を形成し、生態系の連続性に寄与するものであることから、旧川を含めて縦断的のみならず横断的な連続性の回復に努めるべきである。また、流出した樹木が橋梁に引っかかったり、漁業被害を起こしたり、あるいは樹木が繁茂して流水の疏通障害を起すことがあるところから、あらかじめ倒れそうなものや繁茂したものを見抜くなど、河道内樹木の適切な管理を図っていく必要がある。

・魚類の移動については、縦断経路とあわせて、多様な生物の生息の場となっている農地や水路との接続点となる樋門等の横断経路についても配慮することが重要である。

- ・水質に関して、既に現行の環境基準を満足しているものの、泡の発生など、都市部などからの負荷が見られる。カヌー等の親水活動にあたって、安心して遊べる水質を確保するとともに、さらに環境基準を見直すなど、平時から流域住民と一緒に調査を行って現状を把握し、関係機関と連携して改善に取り組むべきである。
- ・下流部に多い旧川は、水質面における本川へのバッファ機能や農業水利機能、親水機能などを有していることから、そのあり方について、地域住民、関係機関と連携して保全、整備や管理を行う必要がある。
- ・カヌーをはじめとした親水活動が盛んであることから、カヌーポートの整備や観光や環境教育に資するような総合的な「川の駅」、ラフティングができる環境整備を盛り込むなど、親水あるいは観光に資する河川整備が望まれる。
- ・空間利用や人と川とのふれあいに関し、今後、子どもや高齢者も含めた地域住民とグランドデザインを描いていくことが求められる。
- ・河川整備計画の実効性を高めるために、本意見を踏まえて調査・検討を進め、計画の達成状況等に関するチェックをするシステムを作るべきである。

・原案の記述や表現等に関し、以下の意見を踏まえて文章を充実させるべきである。
*()内は「原案」の該当項目

①南北に長大な天塩川流域は、稲作の北限地帯を境にして、地域によって生活や河川の水利用が変わることを記述する。(流域及び河川の概要)

②主要支川、特に名寄川の概要に関する記述を充実させる。(流域及び河川の概要)

③河川環境が大きく変化する50年程度前の環境を記述するとともに、過去に在来種のチョウザメが生息していたことを記述する。(流域及び河川の概要、河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題)

④近年の異常気象を踏まえて気象についても記述する。(治水の現状と課題)

⑤動植物の記述が確認種中心となっているが、貴重種に関する記述を盛り込むなど、河川全体としての生態系の姿が見えるように工夫する。(河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題)

⑥河川環境(サクラマス、チョウザメ、河畔林、流路の変動、旧川等)について、現状と課題及び河川整備計画でどのように取り組むかをわかりやすく記述する。(河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題、河川環境の整備と保全及び河川空間の利用に関する目標、河川環境の整備と保全に関する事項、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項)

⑦農業施設管理者、森林関係者、自治体、北海道等の関係機関等と連携し、流域の安全度の向上、河川空間の利活用の向上及び河川環境の保全に努めることを盛り込む。(河川整備の基本理念)

⑧地域の歴史や風土を尊重し、今後の振興、発展に寄与するよう計画を推進することを記述する。(河川整備の基本理念)

⑨天塩川下流汽水域の水文現象の影響を受けている日本最大の高層湿原であるサロベツ湿原を有するサロベツ川については、長期的視点で関係機関と連携して天塩川下流域と一体となった汽水域の河川環境の保全に努めることを記述する。(河川環境の整備と保全及び河川空間の利用に関する目標、河川環境の整備と保全に関する事項)

⑩天塩川を取りまく文化遺産との調和についても記述する。(河川環境の整備と保全及び河川空間の利用に関する目標)

⑪サンルダムで既得の農業用水取水の安定化が図られることを記述する。(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項)

⑫魚道が機能し効果をあげているか、関係機関等が協議会等を設置し、連携してモニタリング調査や効果の検証をすべきことを記述する。(河川環境の整備と保全に関する事項)

⑬ウチダザリガニ等の外来種が確認されており、外来種対策に関して記述する。(河川環境の整備と保全に関する事項)

⑭旧川は利水とともに関連した貴重な地域資源であることを記述する。

(河川環境の整備と保全に関する事項)

⑮天塩川の下流域の汽水域においてシジミ漁が沿岸漁業者にとって重要な漁業として営まれていること、汽水域がシジミ資源の再生産にとって良好な環境であるとともにシジミ漁の重要な漁場を形成してきたことを記述する。その汽水域が過去の様々な営為の影響により、環境が悪化している実態にあり、近年シジミ漁を行う漁業者から汽水域の河川環境の改善と諸課題の問題提起がなされていることを記述する。(河川環境の整備と保全に関する事項)

⑯天塩川本川、サロベツ川、パンケ沼など汽水域の良好な河川環境の保全・整備や、かつてシジミが生息していた旧川の再開発など、汽水域で生活する漁業者を守るためにシジミ資源の復活と維持について、関係機関等が協議会等により連携を図りながら、具体策を講じることに積極的に努めるべきであることを記述する。(河川環境の整備と保全に関する事項)

⑰河口周辺の砂州の浸食については、関係機関と連携を図ってその防止に努めるべきであることを記述する。(河川環境の整備と保全に関する事項)

⑱岩尾内ダムの無水区間にに対する取り組みに関し、それによる改善点と課題について具体的な事例を盛り込み、わかりやすく記述する。(洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項)

⑲河口遺跡周辺をはじめとする河岸へのゴミ集積が見られることから、関係機関と調整、連携して良好な空間環境を保全すべきことを記述する。(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備と保全に関する事項)

⑳天塩川が北海道遺産であることをできるだけ多くの箇所に記載する。

「天塩川流域委員会」委員名簿

所 属	役 職	氏 名
北方鳥類研究所 (財)日本野鳥の会旭川支部	代 表 支 部 長	岩川 信夫
道北観光連盟 名寄市物産振興協会	事務局長 事務局長	井上 幸人
てしおがわ土地改良区	理 事 長	梅津 和昭
北るもい漁業協同組合	専務理事	船名 修
北海道工業大学工学部	教 授	岡村 俊邦
北海道大学大学院工学研究科	助 教 授	黒木 幹男
北海道カナディアンカヌークラブ	代 表	酒向 勤
北海道大学大学院工学研究科	教 授	○清水 康行
士別市	市 長	田丸 二三 進
北海道大学大学院工学研究科	助 教 授	たちはな 橋 はる ぐに 治
名寄市立大学保健福祉学部栄養学科	教 授	辻 知子
旭川大学経済学部	教 授	出羽 覚
北海道大学大学院農学研究院	教 授	○長澤 徹明
けんぶち絵本の里を創ろう会 剣淵町議会	理 事 副 議 長	肥田 照美
天塩町	町 長	本田 善彦
北海道大学北方生物園 フィールド科学センター 森林園ステーション	教 授	前川 光司
天塩川を清流にする会	会 長	山口 けん 研吉

「◎:委員長」「○:副委員長」(五十音順、敬称略) 平成18年7月28日現在

『北海道開発局としては、これを受けて必要な手続きを行い、速やかに「天塩川水系河川整備計画」を策定することとしております。』

■天塩川流域委員会からの意見提出に関するコメント(平成18年12月27日 北海道開発局長 本多 満)

12月25日に開催されました第20回天塩川流域委員会におきまして、天塩川水系河川整備計画(原案)に関する意見が取りまとめられ、12月27日に清水委員長から報告がありました。

本委員会は河川整備計画(原案)について専門の立場から意見を頂くために設置したもので、学識経験を有する方や天塩川流域に知見の深い方々17名の委員で構成され、平成15年5月以降、現地視察会や住民を対象とした意見聴取会等を行いつつ、20回に亘り委員会で議論を重ねて頂きました。

その間、4百件の意見がホームページ等に寄せられるなど地域の関心の高さが示されたところですが、清水委員長をはじめ各委員におかれでは3年余の長きにわたり、精力的に検討を重ねて河川整備計画(原案)に関する意見を取りまとめて頂き、心からお礼申し上げます。

今後は、公聴会等を通じて河川整備計画(原案)に関する関係住民の方々のご意見を伺った上で、本委員会からのご意見とあわせて河川整備計画(案)へ反映させるとともに、ご意見に対する当局の考え方を公表して参ります。その後、北海道知事のご意見を伺って河川整備計画を策定することとしています。

北海道開発局としては、天塩川の豊かな河川環境を保全しつつ、流域の洪水被害の軽減や安定した水利用の実現に向けて、治水・利水対策を着実に推進していく所存でありますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■天塩川流域委員会の議事要旨、委員会資料、天塩川流域委員会に寄せられたご意見等については、下記のホームページに記載しています。

(天塩川流域委員会事務局)



旭川開発建設部治水課内 TEL 0166-32-1111
旭川市宮前通東4155番31 FAX0166-32-2934
<http://www.as.hkd.mlit.go.jp/>

留萌開発建設部治水課内 TEL 0164-42-2311
留萌市寿町1丁目68 FAX0164-43-8572
<http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/>



古紙配合率100%再生紙を使用しています